

## F A-1 8 戦闘攻撃機の墜落事故に抗議する意見書

平成30年11月12日正午頃、米海軍所属のF A-1 8 戦闘攻撃機1機がエンジントラブルにより沖縄本島の東南東約290キロの海上に墜落する事故が発生した。操縦士2人は緊急脱出し生命に別状はなかった。事故現場近海は民間船舶が航行し、また好漁場として多くの漁業船が操業しており、幸いにも今回の事故による住民への被害はなかったが、県民に与えた衝撃と恐怖は計り知れない。

同型機は今年3月、米バージニア州オシアナ海軍基地所属機が墜落し操縦士2人が死亡する事故を起こしており、嘉手納飛行場へもたびたび飛来し訓練していることから、今回の事故は到底看過できるものではない。

昭和47年の復帰以降、県内で起きた米軍機による墜落事故は49件を数え、このような重大事故が頻発すること自体極めて異常である。くしくも今年、嘉手納飛行場から離陸に失敗したB-52戦略爆撃機が墜落し住民らが重軽傷を負った事故から50年となる。今回の事故はB-52墜落事故をはじめ過去の米軍機墜落により町民の尊い命が失われた痛ましい事故を思い起こさせるものであり、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、F A-1 8 戦闘攻撃機の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

- 1 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 2 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年11月27日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 (沖縄基地負担軽減担当)  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使 (沖縄担当) 沖縄防衛局長  
沖縄県知事

## F A-1 8 戦闘攻撃機の墜落事故に抗議する決議

平成30年11月12日正午頃、米海軍所属のF A-1 8 戦闘攻撃機1機がエンジントラブルにより沖縄本島の東南東約290キロの海上に墜落する事故が発生した。操縦士2人は緊急脱出し生命に別状はなかった。事故現場近海は民間船舶が航行し、また好漁場として多くの漁業船が操業しており、幸いにも今回の事故による住民への被害はなかったが、県民に与えた衝撃と恐怖は計り知れない。

同型機は今年3月、米バージニア州オシアナ海軍基地所属機が墜落し操縦士2人が死亡する事故を起こしており、嘉手納飛行場へもたびたび飛来し訓練していることから、今回の事故は到底看過できるものではない。

昭和47年の復帰以降、県内で起きた米軍機による墜落事故は49件を数え、このような重大事故が頻発すること自体極めて異常である。くしくも今年、嘉手納飛行場から離陸に失敗したB-52戦略爆撃機が墜落し住民らが重軽傷を負った事故から50年となる。今回の事故はB-52墜落事故をはじめ過去の米軍機墜落により町民の尊い命が失われた痛ましい事故を思い起こさせるものであり、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、F A-1 8 戦闘攻撃機の墜落事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

### 記

- 1 事故原因を徹底究明し、実効性ある再発防止策を講ずること。
- 2 すべての航空機の住民居住地上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、決議する。

平成30年11月27日  
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米海軍司令官 米海兵隊岩国航空基地司令官  
在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 沖縄県議会議長